

第13号議案

平成27年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		城 山 病 院	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	149,328 ^人	65,514 ^人	68,442 ^人	51,606 ^人	334,890 ^人
外 来	154,305	66,825	54,918	95,106	371,154

2 一日平均患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		城 山 病 院	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	408 ^人	179 ^人	187 ^人	141 ^人	915 ^人
外 来	635	275	226	393	1,529

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 8,168,881千円

(2) 資産購入 3,440,133千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業	収益		35,184,193千円
第1項 医業	収益		28,991,692千円
第2項 医業外	収益		6,192,501千円
	支	出	
第1款 病院事業	費用		36,201,258千円
第1項 医業	費用		35,663,216千円
第2項 医業外	費用		528,042千円
第3項 予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,606,131千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的	収入		13,444,540千円
第1項 企業	債		9,617,000千円
第2項 他会計	負担金		1,279,603千円
第3項 他会計	補助金		1,441,000千円
第4項 国庫	支出金		1,081,434千円
第5項 雑	収入		25,503千円
	支	出	
第1款 資本的	支出		15,050,671千円

第1項 建設改良費	8,168,881千円
第2項 資産購入費	3,440,133千円
第3項 企業債償還金	3,441,657千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小児保健医療総合センター施設整備 工事	平成28年度	589,057千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設改良費、資産購入費及び借換債
- 2 限度額 9,617,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 16,723,978千円
- 2 交際費 96千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費及び建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,447,135千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	内 視 鏡 下 手 術 用 ロ ボ ッ ト	一	式
	血 管 造 影 検 査 治 療 シ ス テ ム	一	式

平成27年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀章

第14号議案

平成27年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 424,000,000m³

3 一日平均給水量 1,158,469m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	1,957,058千円
------------	--------------	-----	-------------

(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、知多浄水場、豊田浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	7,552,876千円
---------------	----------------------------------	-----	-------------

(3) 施設改良事業		事業費	7,658,739千円
------------	--	-----	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	35,105,333千円
第1項 営業	収	益	31,432,012千円
第2項 営業外	収	益	3,673,321千円
	支	出	
第1款 事業	費		32,416,341千円
第1項 営業	費	用	27,067,897千円

第2項 営業外費用	5,345,444千円
-----------	-------------

第3項 予備費	3,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,805,015千円は、当年度分損益勘定留保資金5,941,840千円、過年度分留保資金8,520,175千円及び減債積立金4,343,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	14,703,875千円
-----------	--------------

第1項 企業債	10,155,000千円
---------	--------------

第2項 国庫支出金	1,251,397千円
-----------	-------------

第3項 工事負担金	153,121千円
-----------	-----------

第4項 受託事業収入	145,760千円
------------	-----------

第5項 他会計出資金	2,418,163千円
------------	-------------

第6項 他会計貸付金償還金	580,432千円
---------------	-----------

第7項 雑収入	2千円
---------	-----

支 出

第1款 資本的支出	33,508,890千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	17,536,340千円
-----------	--------------

第2項 建設利息	207,176千円
----------	-----------

第3項 償還金	15,760,374千円
---------	--------------

第4項 予備費	5,000千円
---------	---------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
犬山浄水場始め3浄水場運転管理業務委託	平成28年度から 平成32年度まで	1,195,685千円
筏川取水場及び弥富ポンプ場維持管理業務委託	平成28年度から 平成30年度まで	117,960千円
犬山浄水場電気設備設置工事	平成28年度	151,193千円
第2犬山幹線送水管布設工事	平成28年度から 平成30年度まで	2,896,107千円
海部広域調整池建設工事	平成28年度	355,722千円
豊田幹線薬品注入設備設置工事	平成28年度	40,313千円
西尾幡豆広域調整池建設工事	平成28年度	281,074千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成28年度	472,585千円
尾張西部浄水場始め3浄水場耐震補強工事	平成28年度	860,310千円
高蔵寺浄水場電気設備改良工事	平成28年度	36,000千円
上野浄水場機械設備設置工事	平成28年度	42,621千円
岡崎線送水管布設工事	平成28年度	185,295千円
半場川水管橋改良工事	平成28年度	191,400千円

豊川浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成28年度	126,170千円
総合無線通信システム改良工事	平成28年度	92,670千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 10,155,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,810,064千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,669千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、773,000千円と定める。

平成27年2月25日提出

愛知県知事 大村秀章

第15号議案

平成27年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 372か所
- 2 年間総給水量 450,223,920m³
- 3 一日平均給水量 1,230,120m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	113,100千円
(2) 施設改良事業		事業費	3,052,718千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	16,245,480千円
第1項 営業	収	益	14,086,363千円
第2項 営業外	収	益	2,159,117千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	14,208,591千円
第1項 営業	費	用	11,958,283千円
第2項 営業外	費	用	2,247,308千円
第3項 予備	費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,967,056千円は、当年度分損益勘定留保資金4,920,807千円、過年度分留保資金2,709,249千円及び減債積立金1,337,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	4,078,775千円
第1項	企業債	1,874,000千円
第2項	国庫支出金	223,900千円
第3項	工事負担金	139,318千円
第4項	受託事業収入	33,287千円
第5項	他会計出資金	908,107千円
第6項	他会計借入金	900,161千円
第7項	雑収入	2千円
支 出		
第1款	資本的支出	13,045,831千円
第1項	建設改良費	3,696,531千円
第2項	建設利息	38,458千円
第3項	償還金	9,305,842千円
第4項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上野浄水場始め2浄水場運転管理業務委託	平成28年度から 平成32年度まで	188,505千円
海部幹線支線配水管布設工事	平成28年度	81,782千円
上野浄水場機械設備設置工事	平成28年度	44,880千円
梅坪線配水管布設工事	平成28年度	190,185千円
鹿乗川水管橋改良工事	平成28年度	84,865千円
江南ポンプ場配水設備改良工事	平成28年度	95,902千円
江南ポンプ場電気設備改良工事	平成28年度	357,430千円
尾張西部浄水場機械設備改良工事	平成28年度	113,845千円
総合無線通信システム改良工事	平成28年度	22,612千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 1,874,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内

5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 913,946千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、432,294千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、99,000千円と定める。

平成27年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第16号議案

平成27年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	79,800㎡
2 買収宅地	400,000㎡
3 宅地造成	135,900㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		4,363,112千円
第1項 営業収益		4,122,545千円
第2項 営業外収益		240,567千円
支 出		
第1款 事業費		4,551,804千円
第1項 営業費用		3,622,653千円
第2項 営業外費用		655,193千円
第3項 特別損失		270,958千円
第4項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,289,089千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	16,651,473千円
第1項 企業債	6,000,000千円
第2項 宅地売却前受金	10,305,211千円
第3項 雑収入	346,262千円
支 出	
第1款 資本的支出	17,940,562千円
第1項 宅地造成費	17,058,996千円
第2項 建設利息	250,566千円
第3項 償還金	626,000千円
第4項 予備費	5,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成28年度から 平成29年度まで	226,000千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成28年度から 平成29年度まで	266,000千円
豊田・岡崎地区造成工事	平成28年度から 平成32年度まで	11,439,000千円

愛西佐織地区調整池建設工事	平成28年度	28,000千円
愛西佐織地区造成工事	平成28年度から平成29年度まで	733,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 6,000,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 1,184,801千円

2 交際費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	工業用地	400,000㎡

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	工業用地	153,000㎡	売却
	公共用地	35,900㎡	譲与
建物その他の工作物	公共用施設	4か所	譲与

平成27年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀章